

資料2

情報バリアフリー推進ガイドラインの改定について

【趣旨】

情報バリアフリー推進ガイドラインの改定について協議するもの

1 改定の趣旨について

情報バリアフリー推進ガイドラインについては、平成25年3月に策定し、令和4年5月25日に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されたことを踏まえ改定を行う。

改定に当たっては、行政や事業所、市民が地域における活動の取組の際の参考となるよう改定を行うとともに、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」基本理念に留意する。

【参考：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法基本理念】

- 1 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにすること
- 2 日常生活・社会生活の地域に関わらず等しく情報取得等ができるようにすること
- 3 障害者でない人と同じ内容の情報を、同一時点で取得できるようにすること
- 4 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を行うこと

2 改定（案）

【情報バリアフリー推進ガイドライン改正概要】

現行

第1章ガイドラインの概要

1 ガイドライン策定の趣旨

2 情報バリアフリーを推進するための基本的な考え方

改定なし

改定後

第1章ガイドラインの概要

1 ガイドライン策定の趣旨

2 情報バリアフリーを推進するための基本的な考え方

第2章障がいごとの配慮事項

追加

第2章障がいごとの配慮事項

1 共通の配慮事項

2 改定（案）

現行

- 1 視覚障がい
 - (1) 障がい特性
 - (2) 主な情報収集・発信手段
 - (3) 情報提供する際の配慮
 - (4) 会議や研修会等の開催における配慮
 - 2 聴覚障がい
 - (1) 障がい特性
 - (2) 主な情報収集・発信手段
 - (3) 情報提供する際の配慮
 - (4) 会議や研修会等の開催における配慮
- 視覚と聴覚両方の障がいについて
- 3 知的障がい
 - (1) 障がい特性
 - (2) 情報提供する際の配慮
 - (3) コミュニケーションにおける配慮

記載内容見直し

改定後

2 障がい特性に応じた配慮

- (1) 視覚障がい
(全盲, 弱視, 色弱)
- (2) 聴覚障がい
- (3) 視覚と聴覚両方の障がい（盲ろう）
- (4) 知的障がい

2 改定（案）

現行

- 4 発達障がい，精神障がい
- (1) 障がい特性
 - (2) コミュニケーションにおける配慮

障がい種別毎に
記載

改定後

- (5) 発達障がい
- (6) 精神障がい
- (7) 肢体不自由
- (8) 内部障がい・難病患者
- (9) 高次脳機能障がい

障がい種別追加

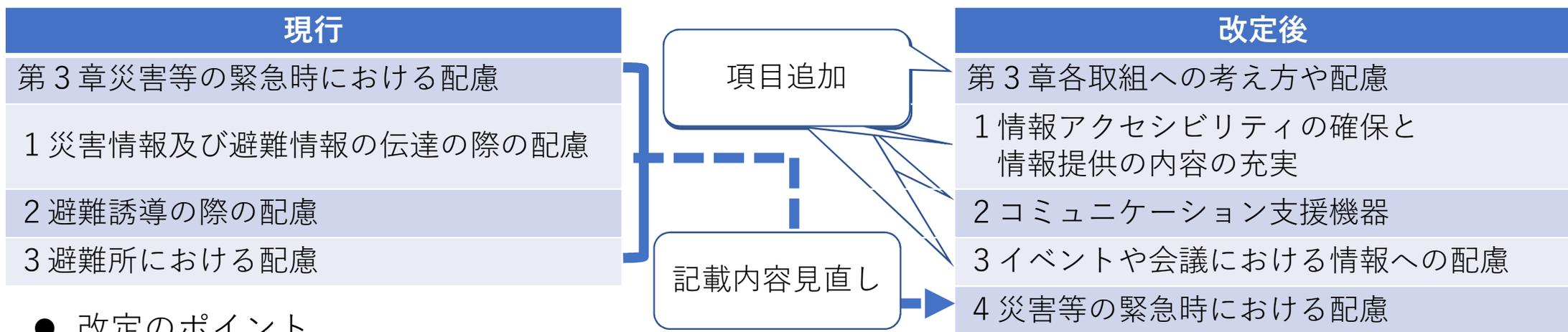
● 改定のポイント

- 新たに「肢体不自由」，「内部障がい・難病患者」，「高次脳機能障がい」を追加
- 行政や事業所，市民が障がい特性に応じた情報面での必要な配慮事項の内容充実

【今回の協議のポイント】

情報バリアフリーガイドライン（素案）に記載した，各障がいごとの配慮事項について，障がいの種類，必要な配慮事項の過不足へのご意見をお願いいたします。

3 改定概要 (案)



● 改定のポイント

- 状況に応じた配慮を充実させ、障害者でない人と同じ内容の情報を取得できるようにするため、新たに「イベントや会議における情報への配慮」などの項目を追加
- 障がい者とコミュニケーションをより円滑に行うため、ICT機器の活用について、「コミュニケーション支援機器」の項目を追加
- 災害等の緊急時における配慮について、行政や事業者の取り組みのポイント記載し内容の充実を図る。

【今回の協議のポイント】
情報バリアフリーガイドライン（素案）では、シチュエーションごとの項目としています。今回の会議におきましては、項目の過不足がないかご意見をお願いいたします。なお、記載内容の協議については、次回とさせていただきます。